

# 大河原町技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針について

## 1. 技能労務職員等の現状

### (1) 民間類似職種等との比較

区分	大河原町					国（行政職俸給表（二））				民間				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	賃金構造基本統計調査(宮城県)			平成19年 職種別民間給与 実態調査(県内) (宮城県人事委員会)	平成19年 職種別民間給与 実態調査(全国) (人事院)
										民間類似職種	平均年齢	平均給与月額	平均給与月額	平均給与月額
全体	49.0歳	28人	288,400円	302,209円	291,631円	48.8歳	5,193人	287,094円	320,514円					
うち学校給食員	48.1歳	7人	280,800円	295,229円	294,314円					調理士	41.8歳	240,500円		
うち自動車運転手	39.0歳	3人	248,400円	261,067円	260,333円					自家用乗用自動車運転者	50.4歳	166,800円	300,844円	342,883円
その他	51.0歳	18人	298,000円	305,561円	304,828円									
	歳	人	円	円	円									

#### 【項目説明】

- 個人情報保護の観点から、対象となる職員が3人未満の場合はアスタリスク(\*)と表記しております。
- 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における、各職種ごとの職員の基本給の平均のことです。
- 「大河原町」の欄のうち、「平均給与月額」とは、平成19年4月1日現在における、基本給と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当など全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
- 大河原町、国及び民間における平均給与月額に計上されている諸手当は、調査により異なる場合があります、その内訳は下表のとおりです。
- 市町村、国及び民間をなるべく共通の基準で比較できるようにするため、「市町村」の欄では平均給料月額に扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当、単身赴任手当、寒冷地手当、特勤勤務手当、初任給調整手当を加えた数値(特殊勤務手当及び時間外勤務手当は除く)を「平均給与月額(国ベース)」とし、また、民間の欄のうち「平成19年職種別民間給与実態調査」における平均給与月額は時間外手当を除いた数値としています。

#### 平均給与月額に計上されている諸手当

大河原町「平均給与月額」	大河原町「平均給与月額(国ベース)」	国(行政職俸給表(二))「平均給与月額」	賃金構造基本統計調査における平均給与月額	平成19年職種別民間給与実態調査における平均給与月額
扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 管理職手当 単身赴任手当 特勤勤務手当 初任給調整手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 等で期末・勤勉手当、退職手当、寒冷地手当を除いたもの。	扶養手当 地域手当 住居手当 管理職手当 単身赴任手当 寒冷地手当 特勤勤務手当 初任給調整手当	扶養手当 地域手当 住居手当 俸給の特別調整額(管理職手当) 単身赴任手当 寒冷地手当 特勤勤務手当 初任給調整手当	職務手当 精勤手当 通勤手当 家族手当 超過労働給与額等	職務手当 精勤手当 通勤手当 家族手当 地域手当 住宅手当 役付手当 単身赴任手当 寒冷地手当 特殊作業手当等

#### 【注釈】

- 「国(行政職俸給表(二))」の欄は、人事院が行った国家公務員給与実態調査に基づき、国家公務員のうち行政職俸給表(二)が適用され、守衛、用務員、自動車運転手、電話交換手及びこれらに準ずる業務に従事する職員についての数値です。なお、地方公務員のように職種ごとの数値は公表されていません。
- 「国(行政職俸給表(二))」の欄のうち、「平均給与月額」には、時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれておりません。
- 「民間」の欄のうち、「賃金構造基本統計調査(宮城県)」は賃金構造基本統計調査において公表されているデータ(平成16年～平成18年の6月支給分の3ヵ年平均)ですが、この中には短期間の臨時的な労働者(アルバイト、パートタイマー)を含むなど、技能労務職員等と民間の類似職種等との比較にあたり、年齢、勤続年数、業務内容、雇用形態等の点で必ずしも一致しているものではありません。
- 「平成19年職種別民間給与実態調査(県内)」とは、宮城県人事委員会が行った調査(県内民間事業所のうち、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上のものから無作為に抽出し行った実地調査)の結果による、平成19年4月現在における民間給与の実態です。なお、この調査では臨時的な従業員は含まれておりません。
- 「平成19年職種別民間給与実態調査(全国)」とは、人事院が行った調査(全国民間事業所のうち、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上のものから無作為に抽出し行った実地調査)の結果による、平成19年4月現在における民間給与の実態です。なお、この調査では臨時的な従業員は含まれておりません。

### (3) その他給与に関する事項

#### 技能労務職員等に適用する給料表について

適用給料表	給料表の構造
行政職給料表(二)	4級

## 技能労務職員等に支給される手当の状況

### ア. 特殊勤務手当について(平成19年4月1日現在)

特殊勤務手当数	0		
手当の名称	支給対象職員	支給対象業務	左記職員に対する支給単価

### イ. 国の制度と異なる手当について(平成19年4月1日現在)

手 当 名	国の制度と異なる手当の内容
通勤手当	通勤区分を細分化した距離区分によって通勤を支給

## 技能労務職員等の昇格・昇給基準について

### ア. 昇格基準について

職務の経験年数に応じた昇格基準を定めており、基準を満たした時期に任命権者が各職員の当該職務の級に在級していた全期間の勤務成績を判定し、昇格の可否を判断するものです。

### イ. 昇給基準について

毎年1月1日に、前1年間における勤務成績に応じて4号給(55歳を超える職員の場合は2号給)を標準として行うものです。

## 2. 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた基本的な考え方

職員数については、平成18年3月策定の大河原町行財政集中改革プランにおいて、職員全体で約11%の減を目標としており、技能労務職員においても、退職不補充を原則にして人員の削減を行う計画を実施中で、今後必要となる業務等については、民間委託等の手法も取り入れながら、行政サービスの低下とならないように配慮しながら、職員数及び給与の適正化を進めていく予定です。

## 3. 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた具体的な取組内容

技能労務職員に係る給与については、国とほぼ同一の内容となっているので、現在見直しの予定はありません。  
今般改正される地方公務員法に則り、当該法施行までに新たに人事評価制度の導入を予定し現在試行を行っているところであり、技能労務職についても同制度により昇給等を行う予定である。

## 4. その他

技能労務職員の人数については、平成15年度34名、平成19年度28名で、来年度(平成20年度)には22名と、定員適正化計画に基づき着実に減少しています。